

(審議事項)

第 1402 回経営委員会議案

2022年6月14日

インターネット活用業務実施基準の変更について

NHKインターネット活用業務実施基準について、別紙変更素案の通り、その内容の一部を変更することとしたい。

別紙 「NHKインターネット活用業務実施基準 変更素案」

別添 インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の
算定根拠

(参考)「NHKインターネット活用業務実施基準」の変更について

【参考】

放送法 関係条文

(業務)

第20条 (略)

2 協会は、前項の業務のほか、第15条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 (略)

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）

三 放送番組等を、電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。）

四～九 (略)

3～8 (略)

9 協会は、第2項第2号又は第3号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第2項第2号又は第3号の業務の種類、内容及び実施方法

二 第2項第2号又は第3号の業務の実施に要する費用に関する事項

三 第2項第2号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項

四 その他総務省令で定める事項

10～19 (略)

(経営委員会の権限等)

第29条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

イ～フ (略)

カ 第20条第9項に規定する実施基準及び同条第13項に規定する実施計画

ヨ～オ (略)

二 (略)

2 (略)

3 経営委員会は、第1項に規定する権限の適正な行使に資するため、総務省令で定めるところにより、広く一般の意見を求めるものとする。

放送法施行規則 関係条文

(実施基準の記載事項)

第12条の2 法第20条第9項第4号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第20条第2項第2号又は第3号の業務（以下「インターネット活用業務」という。）に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項
- 二 インターネット活用業務の経理に関する次の事項
 - イ 第32条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する経理の実施方法
 - ロ インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法
 - ハ 区分経理の実施の適正を確保するための措置
 - ニ その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項
- 三 法第20条第13項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項
- 四 前号の規定による評価の結果も踏まえた法第20条第17項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項
- 五 その他インターネット活用業務に関し必要な事項

(実施基準の認可申請)

第12条の3 法第20条第9項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。

- 一 定め又は変更しようとする実施基準及びその概要
 - 二 定め又は変更しようとする理由
 - 三 実施しようとする期日
- 2 前項の申請書には、インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付するものとする

(意見の求め)

第18条 (略)

2 経営委員会は、次に掲げる事項を議決しようとする場合には、当該事項の案及びこれに関連する資料（第1号に掲げる事項にあつては当該事項の案並びに受信料及び収支の見通しの算定根拠その他のこれに関連する資料、第3号に掲げる事項にあつては当該事項の案及びインターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他のこれに関連する資料）をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下この条において同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下この条において「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

一・二 (略)

三 法第20条第9項に規定する実施基準

四 (略)

- 3 前項の規定により定める意見提出期間は、同項の公表の日から起算して30日以上でなければならない。
- 4 経営委員会は、意見提出期間内に提出された第2項各号に掲げる事項の案についての意見（以下この条において「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。
- 5 経営委員会は、第2項の規定により意見を求めて議決した場合には、当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。
 - 一 議決した事項の題名
 - 二 議決した日
 - 三 提出意見（提出意見がなかつた場合にあっては、その旨）
 - 四 提出意見を考慮した結果（意見を求めた事項の案と議決した事項との差異を含む。）及びその理由
- 6 前項の規定によることが適当でないと認められる場合には、同項の規定にかかわらず、経営委員会は、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を経営委員会事務局における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。
- 7・8 (略)
- 9 第2項、第5項及び前項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

「NHK インターネット活用業務実施基準」の変更について

NHKは、在外邦人向けサービスのために一日24時間提供しているNHKの放送番組(「NHKワールド・プレミアム」)を外国の動画配信事業者に提供できるようにするため、「NHKインターネット活用業務実施基準」を変更することを検討しています。

【変更の理由】

現在の「NHKワールド・プレミアム」は、NHKが日本国内で放送している番組を外国の放送事業者に提供しているもので、提供先事業者のケーブルテレビや衛星放送サービスを通じて在外邦人の方々に日本語の番組を視聴していただいています。近年メディア環境が変化し、多チャンネルのサービスを放送だけで行う事業者が減って、インターネットで動画配信を行うサービスが増えています。「NHKワールド・プレミアム」を放送事業者だけでなく動画配信事業者にも提供することで、在外邦人がNHKの番組をご覧いただける機会を広げたいと考えています。これを実現するため、「NHKインターネット活用業務実施基準」に新たな規定を設けます。

【変更の概要】

今回実施しようとしている業務については、放送番組等を他の事業者を提供する業務(3号業務)のうち、高い社会的意義があると認められるものとして、受信料を財源として実施する業務(3号受信料財源業務)に位置付けます(第29条)。これまで「3号受信料財源業務」では、提供先の事業者が利用者に対価を求めないことを提供の条件としていましたが、無料での配信を条件とすると提供先の事業者が限定されてしまう一方、有料サービスであっても提供の意義があると考えられることから、この業務に限っては有料サービスへの提供もできるようにします。ただし、提供の財源が受信料であることを踏まえ、有料サービスへの提供の場合には提供先事業者に一定の負担を求める規定も設けます(第31条)。

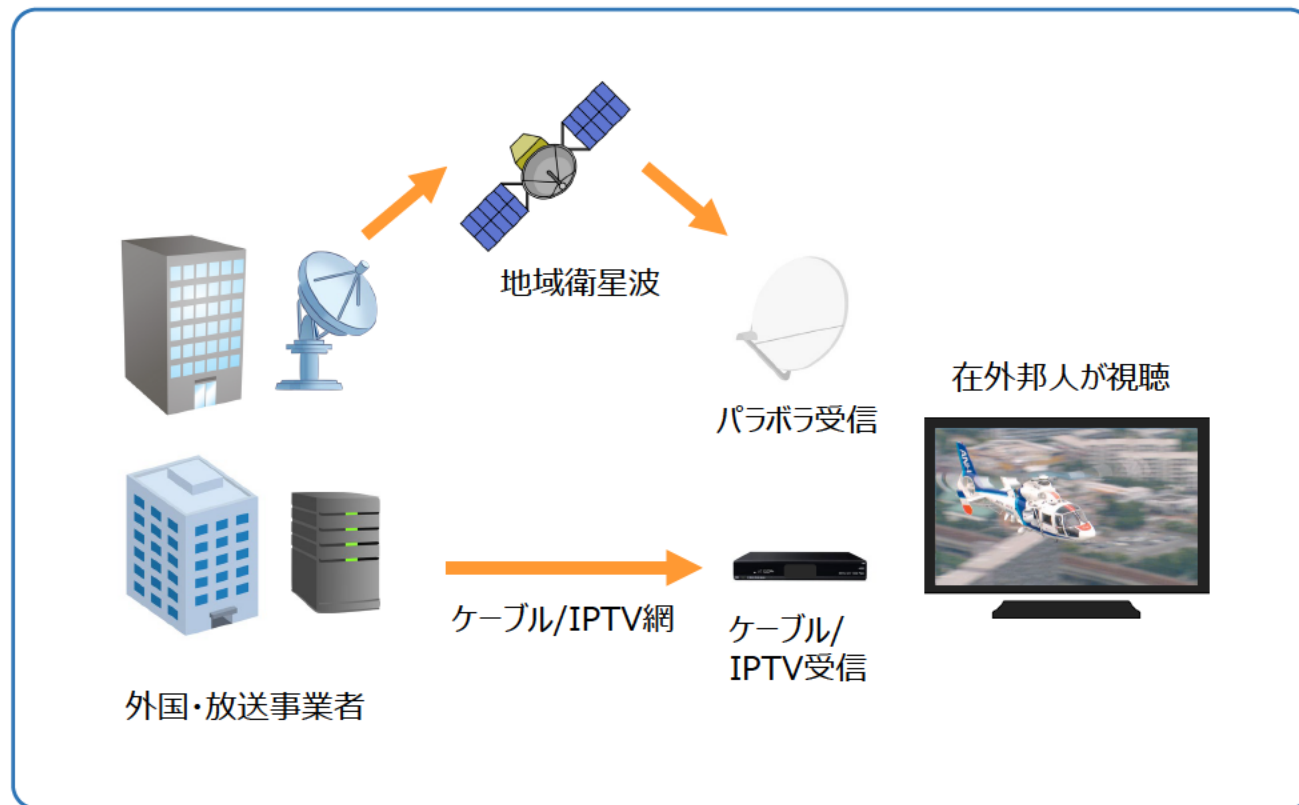
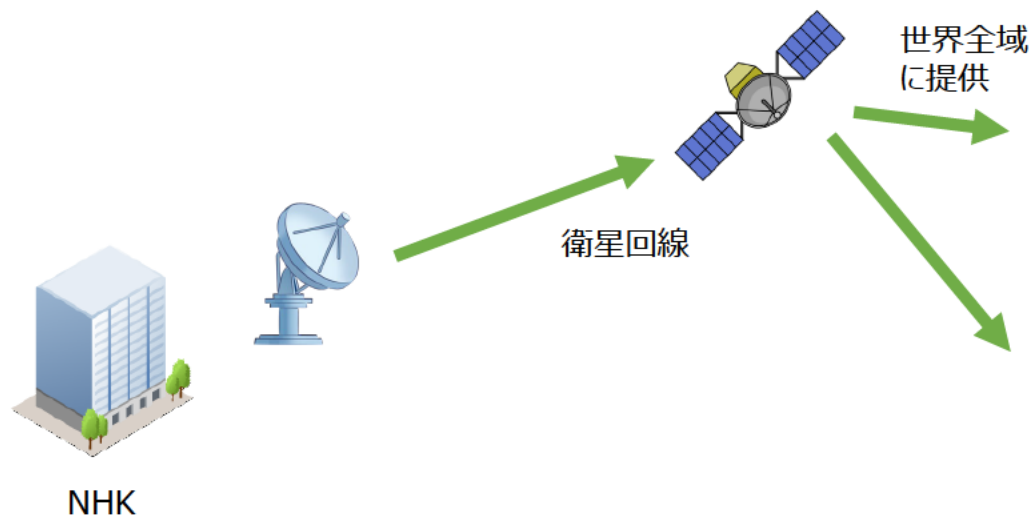
この新たな業務を含め、「3号受信料財源業務」の実施に要する費用は、年額5億円を超えないものとします(第32条)。実施に要する費用の算定根拠は、別添の「インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠」のとおりです。

変更後の「NHKインターネット活用業務実施基準」の施行期日は令和5年4月1日とします(附則第1条)。また、この機会に役割を終えた時限的な規定を廃止します(附則第2条)。

NHKワールド・プレミアム（現状）

海外に住んでいる日本人や、海外旅行中の日本人向けニュースや情報番組のほか、ドラマ、音楽番組、子ども番組スポーツ中継などを放送している日本語チャンネル

24時間編成で、世界の100以上の国・地域の約2000万世帯で視聴可能

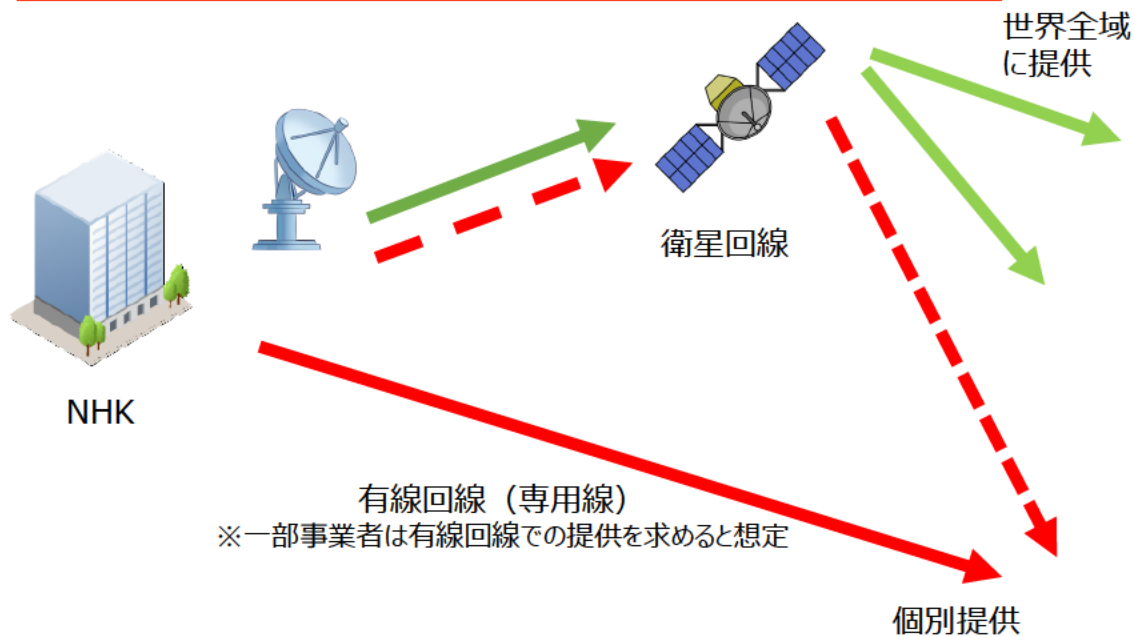


インターネットサービスが伸長し、世界的に
放送による多チャンネルサービスの利用者は減少傾向
放送事業者がインターネット事業に進出・転換する例や、
サービスをやめる放送事業者も出ている

※一部の番組はNHKサイトで直接全世界に無料で配信（日本を除く）。2022年度の配信時間はおよそ1日4時間

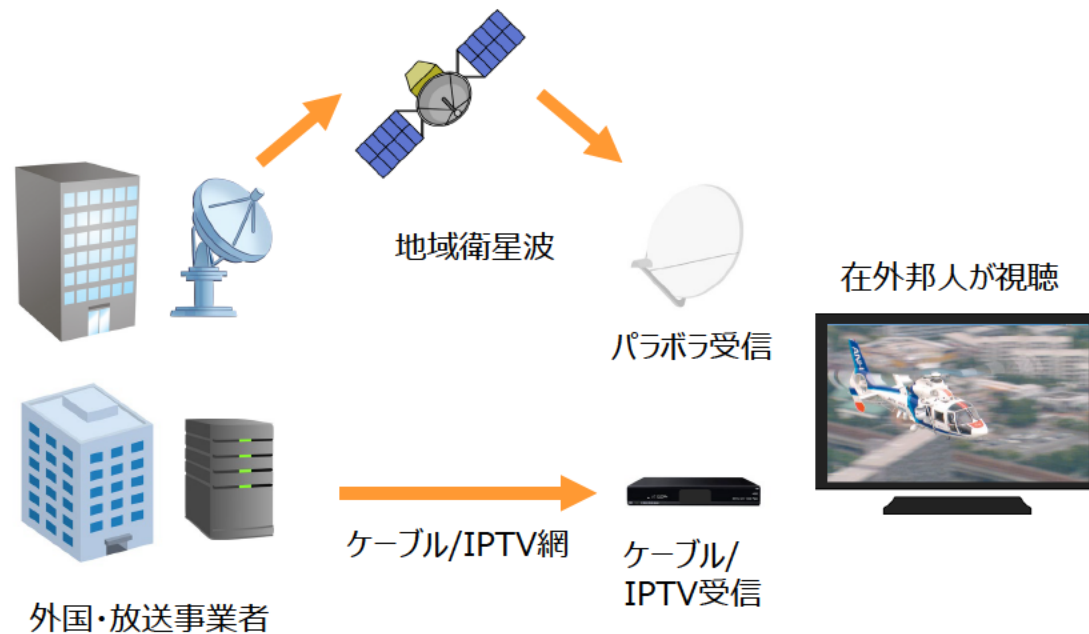
NHKワールド・プレミアム（実施基準変更後）

インターネットサービスも活用し、将来も在外邦人がNHKの放送番組を視聴できる環境の維持・拡充を目指す



費用は、これまでの業務も含めた3号受信料財源業務全体で年額5億円を超えないものとする（従来は「1億円」）

業務の実施により新たに発生する費用（有線回線での配信費用など）のほか、他の業務と共通に係る費用は適切に配賦して計上し、あわせて5億円を超えない



▼提供先が「動画配信事業者」…インターネット活用業務に該当

外国動画配信事業者への提供は「3号受信料財源業務」に位置付け

「3号受信料財源業務」
放送番組等を他の事業者に提供する業務（3号業務）のうち、高い社会的意義が認められるもの

これまでの「3号受信料財源業務」

- 1 災害等の緊急時に係る情報提供を迅速かつ広範に行うため
- 2 国際放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するため
- 3 その他特に公益上の意義があると認める場合

NHKは事業者に対価を求めず、
事業者は利用者に対して無料で提供することが条件



NHKワールド・プレミアムの外国動画配信事業者への提供

在外邦人に安心・安全情報を届けるため、受信料を財源として
利用者にとって低廉で使いやすいサービスを提供

- 無料サービスに限定すると提供先の事業者を確保できないため、
有料サービスを実施する事業者に提供できる
- 利益を得る提供先事業者にも一定の負担を求めるため、
NHKが提供先事業者に対価を求めることができる



（参考）「3号有料業務」・・・ビデオ・オンデマンド事業者等に有料で放送番組等を提供する業務。収入で費用を賄う。

NHKインターネット活用業務実施基準 変更素案

※下線部分は変更部分

現 行	変 更 案
<p>第5部 3号受信料財源業務</p> <p>(業務の内容)</p> <p>第29条 3号受信料財源業務は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる放送番組等を、他の事業者(放送番組を、電気通信回線を用いて一般の利用に供する事業を行う者(放送事業に用いさせる目的で提供する場合の放送事業者および外国放送事業者は除く。))に限る。以下「3号対象事業者」という。)に提供することを内容とする。</p> <p>一 災害等の緊急時に係る情報提供を迅速かつ広範に行うために特に必要と認める場合 当該緊急時に迅速に提供すべき情報を伝える放送番組等</p> <p>二 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組等</p> <p>三 その他特に公益上の意義があると認める場合 当該公益上の意義に合致する放送番組等</p>	<p>第5部 3号受信料財源業務</p> <p>(業務の内容)</p> <p>第29条 3号受信料財源業務は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる放送番組等を、他の事業者(放送番組を、電気通信回線を用いて一般の利用に供する事業を行う者(放送事業に用いさせる目的で提供する場合の放送事業者および外国放送事業者は除く。))に限る。以下「3号対象事業者」という。)に提供することを内容とする。</p> <p>一 災害等の緊急時に係る情報提供を迅速かつ広範に行うために特に必要と認める場合 当該緊急時に迅速に提供すべき情報を伝える放送番組等</p> <p>二 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合 <u>(次号に掲げる場合を除く。)</u> 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組等</p> <p>三 <u>邦人向け協会国際衛星放送の放送番組およびこれと一体として提供される協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合</u> <u>邦人向け協会国際衛星放送の放送番組等およびこれと一体として提供されるテレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組等</u></p> <p><u>四</u> その他特に公益上の意義があると認める場</p>

現 行	変更案
<p>2 <略></p>	<p>合 当該公益上の意義に合致する放送番組等 2 <同左></p>
<p>(料金その他の提供条件)</p> <p>第31条 3号受信料財源業務は、3号対象事業者に対価を求めることなく実施する。</p> <p>2 3号対象事業者が放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供するにあたっては、原則として利用者にその利用の対価を求めないことを提供の条件とする。</p> <p>3 <略></p> <p>4 <略></p>	<p>(料金その他の提供条件)</p> <p>第31条 3号受信料財源業務は、3号対象事業者に対価を求めることなく実施する。<u>ただし、第29条第1項第3号に定めるところにより放送番組等の提供を受けた3号対象事業者が利用者</u>に対価を求める場合は、この限りではない。</p> <p>2 3号対象事業者が放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供するにあたっては、<u>第29条第1項第3号に定めるところにより放送番組等の提供を受けた場合を除き</u>、原則として利用者にその利用の対価を求めないことを提供の条件とする。</p> <p>3 <同左></p> <p>4 <同左></p>
<p>(業務実施に要する費用)</p> <p>第32条 実施に要する費用は、<u>年額 1 億円を超えない額</u>とする。</p>	<p>(業務実施に要する費用)</p> <p>第32条 実施に要する費用は、<u>年額 5 億円を超えないもの</u>とする。</p>
附 則	附 則
<p>(施行期日等)</p> <p>第1条 この基準は、<u>令和4年4月1日</u>から施行する。</p> <p>2 <u>令和3年1月12日</u>に総務大臣の認可を得た基準は、<u>令和4年3月31日</u>をもって廃止する。</p>	<p>(施行期日等)</p> <p>第1条 この基準は、<u>令和5年4月1日</u>から施行する。</p> <p>2 <u>令和4年1月11日</u>に総務大臣の認可を得た基準は、<u>令和5年3月31日</u>をもって廃止する。</p>
<p>(地上テレビ常時同時配信の段階的实施)</p> <p>第2条 当分の間、<u>第13条第1項第1号イ(ア)および(イ)の放送中番組の提供については、それぞれ提供時間を限定して行うことがあり、それら</u></p>	<p><削除></p>

現 行	変更案
<p>を地上テレビ常時同時配信とみなす。具体的な提供時間等については、当該事業年度の実施計画において明らかにする。当該限定の終了については、2号受信料財源業務に係る実施費用の支出状況、利用者等の意向・利用状況等を勘案して判断したうえで、実施計画においてその計画を明らかにする。</p>	
<p>(第15条の受信契約の範囲) 第3条 <略></p>	<p>(第15条の受信契約の範囲) 第2条 <同左></p>
<p>(機器等の動作検証のための措置) 第4条 <略></p>	<p>(機器等の動作検証のための措置) 第3条 <同左></p>
<p>(実施基準の見直し) 第5条 <略></p>	<p>(実施基準の見直し) 第4条 <同左></p>

(別添)

インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠

「NHKインターネット活用業務実施基準 変更案」(以下、「変更案」という。)において示した業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠は、以下のとおりである。

(1) 3号受信料財源業務

ア 実施に要する費用

年額5億円を超えないものとする。

イ 計上する費用

一般勘定の「国内放送番組等配信費」および「国際放送番組等配信費」のうち、3号業務についての実施費用を計上する。

また、上記業務に係る広報費、給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費を計上する。

ウ 算定根拠

実施基準第29条に定める業務の内容、これまでの業務および費用の実績等を勘案した。同条第3号に定めるところにより新たに行う放送番組等の提供(以下、「本件提供」という)については、現在インターネット活用業務以外の業務として実施している外国放送事業者への提供の業務および費用の実績等を勘案した。

本件提供は新たな業務であり、また3号対象事業者との合意により実施するものであるから、具体的な金額を正確に見込むことは困難であるが、業務開始から3年度程度を見通し、段階的に提供の業務規模が伸展することを仮定して算定した。

主な費用は、配信に要する費用、権利処理に要する費用、それらの業務

に係る給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費であり、5億円を超えないと想定される。

費用の計上にあたっては、新たな業務の実施により追加的に発生する費用を直課するとともに、複数の業務に係る経費は、費用の特性に応じてそれぞれの業務に配賦すべきものであることを前提に、外国動画配信事業者への提供の業務規模の見通しに加え、外国放送事業者への提供の業務規模等を踏まえて費用を算定した。外国放送事業者への放送番組の提供のために実施している業務の一部は、本件提供において追加的な費用が発生しない場合でも、共通の費用として配賦して整理することを想定している。

なお、本件提供においては、提供先事業者から対価を得ることも想定されているが、これは「実施に要する費用提供」を賄うものではなく、提供に要する費用はすべて「実施に要する費用」に含まれる。

本件提供を除く業務については、平成27年度～令和2年度の実施実績は、災害等の緊急時における情報提供2件（口永良部島噴火関連ニュース（27年度）、北海道で震度7関連ニュース（30年度））、協会国際衛星放送および国際放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するための提供0件、その他公益上特に意義がある場合の提供1件（NHKワールドラジオ日本（タイ語）の提供（27年度～））であり、費用実績はいずれの年度も0億円であった。しかしながら、本業務は実施基準第29条に定めるとおり、災害等の緊急時や国際放送の視聴機会拡大等に係る業務として必要性がある場合に実施するものであり、具体的な金額規模の算定は困難であるが、一定程度の支出（国内配信に係るコンテンツ制作関連費、配信関連費、国際配信に係る業務関連費、設備関連費、それらの業務に係る給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費）を伴う形で業務を実施する可能性は常にあることから、費用を算定した。

以上を踏まえ、3号受信料財源業務全体の実施に要する費用は、年額5億円を超えないものとする。